

2023 レーザー 中部選手権大会(@静岡県浜松市 三ヶ日青年の家)

2023年9月23日～9月24日

帆走指示書

1. 規則

- 1.1. 本大会には「2021～2024 国際セーリング競技規則」(以下、RRS)に定義された「規則」、日本セーリング連盟規程、レーザー・クラス・ルール、レース公示(以下、「NOR」)、この SAILING INSTRUCTIONS(以下、「SI」)を適用する。
- 1.2. SI と他の適用規則が矛盾した場合、SI を優先する。これは規則 63.7 を変更している。
- 1.3. 本大会の全ての規則を決定するのは次の通りとする。
 - 1.3.1. [DP]は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
 - 1.3.2. [SP]は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。
 - 1.3.3. [NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。
- 1.4. RRS 付則 T を適用する。
- 1.5. 規則 87 に基づき、レーザー・クラス・ルール 7(a)を以下のように制限する。

「レース中は登録された 1 名のみ乗艇できる。」

2. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部横に設置された公式掲示板に掲示される。

3. SI およびレース日程の変更

SI の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の60分前までに掲示される。ただしレース日程の変更はそれが発効する前日の20時までに掲示される。

4. 行動規範

- 4.1. [DP] 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。
- 4.2. [DP] 競技者および支援者は、主催団体によって提供された装備の取扱いを、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。

5. 陸上で発する信号

- 5.1. 陸上で発する信号は、三ヶ日青年の家ヨットハーバーに設置されたフラッグ・ポール に掲揚される。
- 5.2. [DP] [NP]音響信号 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗掲揚後 20 分以降に発する。」ことを意味する。艇はこの信号が発せられるまでハーバーを離れてはならない。
- 5.3. SI 7.1 に示された個別のレースに対して「AP 旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 20 分前までに「D旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間の定めなく延期される。

6. レース方式

各クラスとも、単一フリートにてレースを実施する。

7. 日程

7.1. レース日程

- 9月23日(土) 8:00 ハーバー開門(艇搬入開始)
 8:30 受付開始(青年の家 艇庫前)
 10:30 開会式 スキッパーズミーティング 大会本部前
 11:55 第1レース予告信号、ひき続きレースを行う。(3レースを予定)
 ※レセプションは行わない
- 9月24日(日) 8:00 ハーバー開門
 10:10 当日最初のレース予告信号、ひき続きレースを行う。
 (3レースを予定)
 14:00 以降スタートは行わない
 16:00 表彰式、閉会式 青年の家 艇庫前

7.2. 本レガッタは各クラス 6 レースとする。

7.3. 1日につき1レースのみ、翌日に予定されたレースを前倒しもしくは前日までに消化できなかったレースを実施することがある。

7.4. 1つのレースまたは一連のレースがまもなく始まることの注意を喚起するために、予告信号が掲揚される最低5分以前に音響信号1声とともにオレンジ旗を掲揚する。

7.5. 天候その他の事情により日程はレース委員会の裁量で変更することがある。

7.6. 最終日は、最初にレースするクラスに対して14:00分より後に予告信号は発せられない。

8. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

ILCA7 クラス : 白地に赤のレーザーマーク

ILCA6 クラス : 緑地に赤のレーザーマーク

9. レース・エリア

9.1. レース・エリアのおおよその位置は、添付図1に示す通りである。

9.2. 添付図1 どのりのレースエリアにならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。
これは、規則 62.1(a)を変更している。

10. コース

10.1. 添付図2にコース図を示し、通過すべきマークの順序、各マークの通過する側を示す。

10.2. 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

10.3. 添付図2 コース図において、3 レグ以上帆走したマークでフィニッシュすることでコース短縮することがある。

11. マーク

- 11.1. マーク1、2は黄色俵型円柱ブイとする。
- 11.2. スタートマークは本部艇オレンジ旗ポールとポートの端にある黄色円筒ブイとする。
- 11.3. フィニッシュ・マークは本部艇青色旗と赤色円筒ブイを使用する。
- 11.4. コース変更後のマークはオレンジ色三角錐ブイとする。

12. スタート

- 12.1. スタート・ラインは、スターボードの端となるレース委員会艇の『オレンジ色旗』を掲げたポール と、ポートの端となる黄色円筒形ブイの間とする。
- 12.2. [DP][NP]他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから 概ね 100m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 12.3. スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは規則 A4 と A5 を変更している。
- 12.4. 規則 30.4(黒色旗規則)に以下を変更、および追加して適用する。
 - (a) セール番号は少なくとも 3 分間掲示する。セール番号を最初に掲示する時に長音が発せられる。セール番号が掲示された艇は、新しい準備信号までに SI 12.4(b)に定義されるレース・エリアを離れなければならない。それに従わない場合、その艇は審問なしに DNE と記録される。
 - (b) スタート信号前のレース・エリアは、スタート・ラインから 100m の範囲とする。スタート信号後の レース・エリアは、いずれかのフリートがレースを行っている間は、艇が通常帆走すると考えられる地点の外側 100m の範囲とする。
 - (c) レース委員会は艇に規則 62.1(a)に基づいて救済が与えられると判断した場合、規則 30.4 違反艇のセ ール番号を掲示せず失格にしないことがある。これは規則 30.4、60.2 および 63.1 を変更している。

13. コースの次のレグの変更

レース委員会は、新しい変更用マークを設置することによってコースの次のレグの変更を行う。新しい変更用マークを設置した場合、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。

14. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインはレース委員会艇の青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコース 側との間である。

15. 規則 42 違反におけるペナルティ・システム

- 15.1. 規則 42 違反に対し、付則 P を適用する。
- 15.2. 付則 P2.3 は適用されず、付則 P2.2 を変更し 2 回目以降のペナルティーに適用される。

16. タイムリミット

各クラスとも、規則 28 に基づき、かつ規則 29.1、規則 30.3、規則 30.4、に違反しないでスタートした最初の艇のフィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは規則 35 及び規則付則 A4 と A5 を変更している。

17. 抗議と救済の要求

- 17.1. 抗議書は、陸上本部で入手できる。抗議及び救済または再審の要求は適切な制限時間内に大会本部に提出しなければならない。
- 17.2. 抗議締切り時間はその日の最終レース終了後またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から 60 分とする。この項は規則 61.3 を変更している。
- 17.3. 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に通告するために、抗議締切り時刻後 30 分以内に通告書を掲示する。審問は三ヶ日青年の家艇庫で行われ、抗議締切り時刻前に行われることもある。
- 17.4. レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則 61.1(b)に基づき伝えるために公示する。
- 17.5. SI 1.3 に基づき標準ペナルティーを課せられた艇のリストおよび規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを掲示する。
- 17.6. レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 30 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

18. 得点

- 18.1. シリーズが成立するためには、各クラスとも 1 レースを完了することを必要とする。
 - (a) 完了したレースが 4 レース未満の場合、艇のシリーズの得点はレース得点の合計とする。
 - (b) 完了したレースが 4 レース以上の場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。

19. [DP] [NP]安全規定

- 19.1. レース委員会は、下記の安全規定の違反に対し、艇を抗議することが出来る。
- 19.2. レースに参加(出艇)しない艇は、所定のDNC・リタイア申告書に参加しないレースナンバーを記入し大会本部に提出しなければならない。

19.3. [SP] 申告

- 19.3.1 出艇申告は艇長の署名をもって行う。出艇しようとする艇長は、所定の用紙に署名した後に出艇しなければならない。署名用紙は、大会本部に用意される。帰着申告は艇長の署名をもって行う。帰着した艇長は速やかに所定の用紙に署名しなければならない。
 - 19.3.2. 帰着申告の締切時間は、レース終了後(引き続きレースが行われる場合は、その日のレース終了後)またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から 60 分以内とする。ただし、レース委員会の裁量により、この時間は延長されることがある。署名用紙は、大会本部に用意される。
 - 19.3.3. 三ヶ日青年の家以外から出艇する浜名湖フリースの選手には、陸上本部への電話連絡による出艇・帰着申告を認める。
- 19.4. 海上でリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース委員会艇にその旨を伝えること。また帰着後、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

- 19.5. [SP] SI 19.4 のリタイア艇は抗議締め切り時間内に所定のDNC・リタイア申告書にリタイアしたレースナンバーを記入し大会本部に提出しなければならない。
- 19.6. [DP]各艇の乗員は、離岸から着岸まで、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用していなければならない。これは規則 40 を変更している。なお、個人用浮揚用具とは、体重を支えるに十分な浮力があり、体重・体格に合致したサイズ表示と浮力が 明示されたものであること。膨張式浮揚用具、ドライスーツ及びウェットスーツはこれに含まれない。
- 19.7. 救助を求める必要がある場合には、“手のひらを広げて”振り、その意志を表わすこと。救助の必要がない場合には“こぶしを握って”振ること。
- 19.8. 必要とみなされた場合、競技者は自艇を放棄してレスキュー・ボートに乗艇するよう運営艇に命じられることがある。強制救助に対しては、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。
- 19.9. [DP]艇は水上にいる間は、直径 6mm 以上、長さ 5m 以上のバウラインを搭載し、その一端はバウアイに結びつけられていなければならない。
- 19.10. [DP]マスト・トップに着脱可能な浮力体を取り付けてもよい。形状は球形に限り 1 か所のロープで取付けなければならない。ただしコンディションにより、脱着してもよい。

20. [DP][NP]乗員の交代と装備の交換

- 20.1 競技者の交代は、許可されない。
- 20.2 選手は大会において 1 つのハル、セール、バテンセット、マスト、ブーム、センターボード、ラダーを使用しなくてはならない。
- 20.3 艇または装備が損傷した場合、レース委員長の書面での許可を受けた場合にのみ交換することができる。その日の最初のレースのスタート前 90 分以降からその日の最後のレースのスタート前までに破損が発生した場合、レース委員会に口頭で臨時許可を得た後、その日の抗議締め切り時刻以前に書面で許可申し込みを行わなければならない。

21. 艇、装備および衣類の検査

- 21.1 艇、装備および衣類は、クラス規則と SI に従っていることを確認するため、レース委員会の判断により、大会期間中にいつでも検査されることがある。
- 21.2 [DP]セール番号が艇体の番号と違う場合や参加申し込み時と違う場合には、大会本部に備え付けられた「セール番号変更届」により申請すること。これはクラスルール 4.e.ii を変更している。

22. 運営艇の識別

運営艇の標識は次のとおりとする。

レースコミッティー本部艇	白地に RC 旗
ジュリーボート	「JURY」旗
マークボート	白地に RC 旗
レスキューボート	緑色旗

23. [DP][NP]支援艇

- 23.1. チーム・リーダー、コーチその他の支援者は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。ただし、レスキュー等緊急の場合を除く。
- 23.2. 支援艇の乗員は、離岸から着岸まで、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、個人用浮揚用具を着用していなければならない。ウエット・スーツとドライ・スーツは個人用浮揚用具ではない。
- 23.3. 支援艇のドライバーは、艇外に投げ出されたりその他の理由で支援艇がコントロール不能とならないために、支援艇のエンジンが動作している時は常にキル・コードを装着していなければならない。
- 23.4. レース委員会から許可を得た場合を除き、レースエリア及び大会会場においてドローン等の飛行を禁止する。

- ## 24. [DP][NP]ごみの処分等
- ごみを故意に投棄してはならない。ごみは支援艇または大会運営艇に渡してもよい。また、競技者は、飲料水、食料、衣類等の荷物を一時的にレース委員会艇に預けてもよい。その際、競技者のセール番号を荷物のわかりやすい位置に掲示すること。ただし、競技者はレース中にレース委員会艇との荷物の受け渡しを行ってはならない。

25. [DP]無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

26. 賞

各クラスの成績上位者には賞が授与される。

27. クオリファイ

「ILCA(Laser) All Japan Championships 参加資格(クオリファイ)について」に従いクオリファイを与える。

28. 肖像権

競技者は、本レガッタに参加することにより、レガッタ期間中の競技者または競技者の装備に関する動画、写真等の映像について、その競技者に予告なく主催団体の判断で使用する権利を主催団体に与えるものとする。

29. リスク・ステートメント

RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみ 6 ある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一

生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

30. [DP][NP]保険

競技者は、有効な傷害保険及び第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

添付図 1. レースエリア



添付図 2

